



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング

あおぞらLetter

〒101-0035

東京都千代田区神田紺屋町5 矢野ビル4F

電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276

担当:見目

事実と異なる退職証明書を請求されたとき

労働者から退職の際に、「退職証明書」を請求された場合は、事業主は速やかに交付しなければなりません。それでは、その証明書について労働者から事実と異なる退職理由の記載を求められた場合は、どうすれば良いのでしょうか？



**基本事項:労働者が退職の際に下記の事項について
請求書を請求した場合は、遅滞なく交付しなければならない**

- ・入社～退社までの期間 ・業務の種類 ・その事業における地位
- ・賃金
- ・退職の事由(解雇の場合は、具体的な理由を含む)

ただし

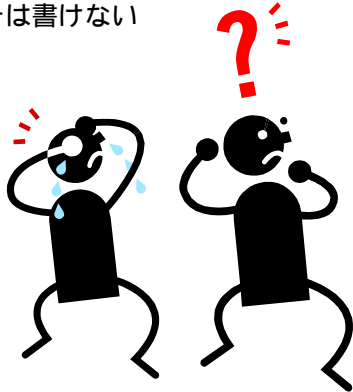
いずれも
労働者の請求しない事項を
記載してはならない

こんなときは？

Q.不正を働き、懲戒解雇となった社員から、退職証明書に「自己都合退職」と書いて欲しいと言われた

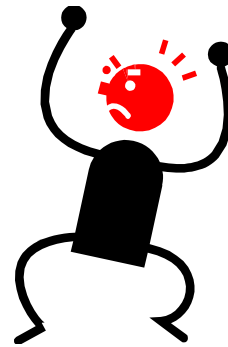
会社

不正を働いたから、懲戒解雇なのに…
うそは書けない



本人

「懲戒解雇」なんて、響きが悪い…
「自己都合」って書いてよ!



「自己都合」と書かなくて良い = 「退職理由の指定」に応じる必要はなく、会社側の見解を記載すれば良い

ただし

本人が解雇理由を伏せておきたいときは、「解雇の事実」のみを記載する

記載例: http://sr-aozora.biz/contents/letter/059_shiryou.pdf (福岡労働局「様式集」より)

<労働新聞 9月6日号より記事抜粋>

~その他、ご不明な点は弊所までお問い合わせ下さい~